

学校いじめ防止基本方針

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 基本認識

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

③ いじめへの対応

ア 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<未然防止のための措置>

学校生活アンケートをもとにP D C Aサイクルに基づいた取組を年間通して行う。その際は、「規律・自己有用感・学力」の取組に重点をおき、いじめの未然防止に取り組む。

○ いじめについての教職員の認識の共有

「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認したり県教委の「いじめ対応ハンドブック」を活用したりして、教職員がいじめに関する共通の認識をもつようにする。

○ 規律ある学習環境づくり

教職員と生活委員会が、「塚原っ子生活の約束」を基にした規範意識の向上と、秩序ある温かい人間関係づくりについて共通理解を行う。

○ 自己肯定感や自己有用感の醸成

すべての児童が「自分のよさが分かる」「自分はみんなの役に立っている」という思いを抱くために、児童一人一人が活躍でき、みんなの役に立っていると感じられる取組を行う。

・帰りの会等で友達のがんばりを認め合う場を設定する。

・縦割り活動（フレンドリー清掃、学校行事等）で異学年交流を充実させる。

・月1回以上「あったかカード交換」の時間を設定し、全ての子供が「あったかカード」を受け取ることができるようにする。「あったかカード」は児童玄関前掲示板（みとめあいの木）に掲示し、全校でよさを認め合えるようにする。

・各学級で係活動や特別活動の充実を図る。

○ 児童にとって「分かる授業」の実践

教職員が「分かる授業」を展開することで、児童の学習に対する意欲を高める。また、授業の中で一人一人が活躍できる場を設定することで、学習に対する自信を高めるとともに、自他を認め合い、切磋琢磨する態度を養う。

- ・スキルタイム、パワーアップタイムで基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指す。
 - ・児童が達成感を感じられる学習課題を設定する。
 - ・スモールステップを意識し、課題解決に必要な既習内容や思考の手がかりを適切に提示するなど、自分の力で解決できたという実感がもてるようにする。
 - ・ノート指導や学習規律（「塚原っ子学習の約束 10」）を徹底する。
 - ・ペアやグループでの学習を多く取り入れ、友達の異なる考えを尊重し、よさを認め合えるようにする。
- いじめに向かわない態度・能力の育成
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・学期初めに生徒指導主事がいじめに関する指導（講話）を全校児童に対して行う。
 - ・言語環境を整えるための「あったか言葉週間」を実施する。
 - ・「あったかクラス」の日を設定し、温かい人間関係を築くための活動を実施する。
 - ・地域ボランティアによる読み聞かせを実施する。
 - ・学校花壇や学級園等で栽培活動を行う。
 - ・社会体験・自然体験・交流体験を充実させる。（幼児・お年寄りとの交流等）
 - ・いじめの問題について考え、議論する道徳科や特別活動の授業を実践する。
 - ・ネットいじめ防止のための情報モラル教育を推進する。

イ 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

- 日常的な調査
 - ・休み時間等の児童観察、積極的な個人面談
- 定期的なアンケート調査
 - ・「学校生活アンケート」の実施（6月・11月・2月）
 - ・WEBQU 調査の実施（5月・10月）
- 定期的な教育相談
 - ・学校生活アンケート後の個人面接（教育相談）の実施
- 日常的な観察、情報交換
 - ・行動観察や日記等による日常的な情報収集
 - ・全教職員による情報交換（保健日誌や生徒指導日誌を通して全教員で情報を共有する。週2回の終礼時に情報交換し、情報を共有する時間を設定する。）、「報告・連絡・相談」の徹底
- 家庭・地域との連携（情報収集）
 - ・南部地区思いやり推進協議会における連携
 - ・校区安全パトロール隊（登下校見守り隊）情報交換会の実施
 - ・保護者や中学校と連携した挨拶運動の実施

ウ 早期対応

発見・通報を受けた担任や担当者は、「いじめ・危機管理対策委員会」に速やかに報告し、全教職員が認識し、速やかに学校全体で組織的に対応する。また、保護者との信頼関係の構築に努め、場合によっては関係機関に連絡をとり、対応に当たる。

<いじめに対する措置>

○ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・担任が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。その後、「いじめ・危機管理対策委員会」で直ちに情報を共有し、事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会・市教育センター等に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

○ いじめられた児童と保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員が連携して、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。

○ いじめた児童への指導とその保護者への支援

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の把握を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、担任を中心として事実関係を把握し、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

○ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

エ 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団の機能を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

<再発防止のための措置>

○ いじめられた児童とその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援を行う。

○ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

オ 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるときは、速やかに調査に当たる。